

防火管理者が必要な防火対象物

【消防法第8条】

- ・多数の者が出入りし、勤務し、または居住する防火対象物の管理権原者は防火管理者の選任届および消防計画を消防長または消防署長に届け出なければならない。
- ・防火管理者は当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的または監督的な地位にある者とする。
- ・管理権原者が防火管理者を兼任することは可能。

【防火管理者を選任しなければならない防火対象物(令1の2-3 規1の2)】

- ・16の3項・18項・19項・20項を除いた、多数の人を収容する防火対象物の管理権原者に、防火管理者を選任することを義務づける。
 - ① 6項ロで収容人員が10人以上のもの(6項ロを含む16項イ・16の2項)
 - ② 特定防火対象物で収容人員が30人以上のもの(①以外)
 - ③ 非特定防火対象物で収容人員が50人以上のもの
 - ④ 新築かつ電気工事等の工事中の収容人員50人以上の建築物で、外壁および床または屋根を有する部分が以下の条件のもの
 - (1) 地階を除く階が11以上で、かつ延べ面積が10,000㎡以上
 - (2) 延べ面積が50,000㎡以上
 - (3) 地階の床面積の合計が5,000㎡以上
 - ⑤ 進水後かつぎ装中の収容人員50人以上の旅客船で、以下の条件のもの
 - (1) 甲板数が11以上のもの

【乙種防火管理者でも管理が可能な防火対象物(乙種防火対象物)(令3-1-2)】

- ① 収容人員30人以上の特定防火対象物で、かつ延べ面積が300㎡未満のもの
 - ② 収容人員50人以上の非特定防火対象物で、かつ延べ面積が500㎡未満のもの
- ※延べ面積が数字以上なら甲種防火対象物

【乙種防火管理者でも管理が可能なテナント(令3-2-3 規2の2)】

- ・管理権原が分かれている防火対象物で、かつ以下の条件のもの
 - ① 乙種防火対象物のテナント
 - ② 甲種防火対象物のテナントが6項ロ(6項ロを含む16項イ・16の2項)で、かつ収容人員10人未満
 - ③ 甲種防火対象物のテナントが特定防火対象物で、かつ収容人員30人未満(①以外)
 - ④ 甲種防火対象物のテナントが非特定防火対象物で、かつ収容人員50人未満

【管理権原が分かれている16項イロにおける防火管理者の選任】

- ・防火管理者の選任は防火対象物全体に適用されるため、防火管理に該当していない部分を含む全ての管理権原者が防火管理者をそれぞれ選任しなければならない。
- ・条件により管理権原者を1人とする事が可能。

【消防法施行令第2条(令2)】

- ・2つ以上の防火対象物が同一敷地内にあり、かつ管理権原者が同一である場合、防火管理者の選任についてはこれらの防火対象物は1つとみなされ、防火管理者は1人だけでよい。
- ・収容人員は合算され、個々の防火対象物の収容人員が30人未満か50人未満であっても、合計して30人以上か50人以上になれば、防火管理者をおかなければならない。

防火管理者が必要な防火対象物

【統括防火管理者(法8の2-1)】

- ・管理権原分かれている防火対象物について、防火対象物全体の防火管理を行うために、統括防火管理者を選任し、選任届および防火対象物全体についての消防計画を消防長または消防署長に届け出なければならない。

【統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物(令3の3)】

- ・管理権原が分かれており、かつ以下のもの
 - ① 6項ロのうち地上3階以上で収容人員10人以上のもの(6項ロを含む16項イ)
 - ② 特定防火対象物で地上3階以上で収容人員30人以上のもの(①④⑤を除く)
 - ③ 16項ロのうち地上5階以上で収容人員50人以上のもの
 - ④ 16項の2で消防長または消防署長が指定したもの
 - ⑤ 16項の3
 - ⑥ 高さが31mを超える高層建築物